

## ■ 取消・変更について

### ● 使用の取消

使用を取消しする場合は、使用日の3日前までに承認書を窓口にお持ちいただき、使用取消申請書を記入のうえ申請してください。使用料については下記を参照してください。インターネットからお申込みの場合は、インターネットから取消を行ってください。

### ● 使用の変更

使用を変更する場合は、変更前の使用日の3日前までに承認書を窓口にお持ちいただき、使用変更申請書を記入のうえ申請してください。使用料については下記を参照してください。変更後の再変更や取消は行えません。変更はインターネットからはできません。

### ● 使用料の返金

既に納められた使用料は、次に該当する場合のほかはお返しできません。

- ① 使用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき ⇒ **全額**
- ② 災害その他の事故により使用承認を取消したとき、または工事のほか区および男女平等センターの都合により、会長が使用の承認を取り消したとき ⇒ **全額**
- ③ 使用日の3日前までに使用の取消を申し出て、区長が相当の理由があると認めたとき ⇒ **5割相当額**
- ④ 使用日の3日前に使用の変更を申し出て、変更後の使用料が変更前の使用料より少なくなり、区長が相当の理由があると認めたとき ⇒ **差額の5割相当額**

**※上記により還付を受ける場合は、印鑑をご持参ください。**

**(シャチハタ不可：朱肉使用のものに限ります)**

**※ご不明点がございましたらお問い合わせください。**